

改正

平成20年 6 月27日規則第48号
平成21年 2 月 3 日規則第 6 号
平成22年 3 月31日規則第36号
平成26年 3 月31日規則第38号
平成29年 3 月23日規則第11号
平成29年 5 月11日規則第52号
平成30年 5 月 2 日規則第36号
令和 2 年 3 月31日規則第21号
令和 3 年 3 月31日規則第32号
令和 3 年 4 月30日規則第72号

松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告の内容に関する責任は、当該広告主が負うものとする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市の広報印刷物、市のWEBページその他広告媒体として活用できる資産をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 部局 松阪市行政組織条例（平成17年松阪市条例第25号）第1条の部、局及び課、会計管理課、教育委員会事務局、上下水道部、農業委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局並びに市民病院をいう。

(広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (3) 政治性のあるとき。
 - (4) 宗教性のあるとき。
 - (5) 社会問題についての主義主張のとき。
 - (6) 個人の名刺広告のとき。
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるとき。
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるとき。
 - (9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告は、広告媒体には掲載しない。
- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うとき。
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生及び更生手続中の事業者のとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うとき。
 - (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないとき。
 - (5) 市税の滞納があるとき。
- 3 前2項に定めるもののほか、広告掲載の基準は、別表のとおりとし、当該別表に基づき広告掲載への可否を判断するものとする。

4 広告掲載中において、前3項の規定に該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(推進体制)

第5条 広告媒体への広告掲載を全庁的に導入し推進していくために、市政改革課、総務課及び財務課の長で構成する広告掲載推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、広告媒体への広告の導入に関する基本方針等を検討する。

3 推進委員会は、広告媒体への広告掲載の導入に関する調査及び検討を行うために、推進委員会に広告掲載作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

4 作業部会は、市政改革課、総務課及び財務課で構成し、推進委員会が指名する当該所属課の職員で組織する。ただし、推進委員会が必要と認めるときは、関係する部局の職員を加えることができる。

(広告媒体の種類等)

第6条 広告掲載を行う広告媒体を主管する部局長は、前条第2項の広告の導入に関する基本方針等に基づき、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 広告掲載を行う広告媒体の種類に関すること。

(2) 広告の規格及び広告掲載位置に関すること。

(3) 広告募集の方法、予定価格及び選定方法に関すること。

(審査機関)

第7条 広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、松阪市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は総務課長とし、委員は広報広聴課長、財務課長、人権・多様性社会課長、地域福祉課長、商工政策課長及び学校支援課長とする。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会、推進委員会及び作業部会の庶務は、企画振興部市政改革課が担当する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月27日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月3日規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第36号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第38号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月11日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月2日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第21号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第32号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月30日規則第72号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

広告掲載をするに当たり基本的に適切でないもの	① 人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれがあるとき。 ② 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するとき。 ③ 他をひぼう及び中傷又は排斥するとき。 ④ 市の事業の円滑な運営に支障をきたすとき。 ⑤ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するとき。 ⑥ 宗教団体による布教推進を主目的とするとき。 ⑦ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ又は不安を与えるおそれがあるとき。 ⑧ 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるとき。
消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの	① 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のとき。 ② 射幸心を著しくあおる表現のとき。 ③ 人材募集広告については労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないとき。 ④ 虚偽の内容を表示するとき。 ⑤ 法令等で認められていない業種、商法及び商品のとき。 ⑥ 国家資格等に基づかない者が行う療法等のとき。 ⑦ 責任の所在が明確でないとき。
青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの	① 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないとき。 ② 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のとき。 ③ 残酷な描写等、公の秩序又は善良な風俗を害するような表現のとき。 ④ 暴力又はわいせつ性を連想及び想起させるとき。 ⑤ ギャンブル等を肯定するとき。 ⑥ 青少年の人体、精神及び教育に有害なとき。
業種により規制するもの	① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種のとき。 ② 風俗営業類似の業種のとき。 ③ 消費者金融業のとき。 ④ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設のとき。 ⑤ 興信所、探偵事務所等のとき。